

令和8年度 安曇野市一般会計予算

令和8年度安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,180,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		12,710,512
	1 市民税	5,952,600
	2 固定資産税	5,747,920
	3 軽自動車税	389,992
	4 市たばこ税	565,000
	5 入湯税	55,000
2 地方譲与税		496,238
	1 地方揮発油譲与税	98,000
	2 自動車重量譲与税	370,000
	3 森林環境譲与税	28,238
3 利子割交付金		9,000
	1 利子割交付金	9,000
4 配当割交付金		80,000
	1 配当割交付金	80,000
5 株式等譲渡所得割交付金		118,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	118,000
6 法人事業税交付金		235,000
	1 法人事業税交付金	235,000
7 地方消費税交付金		2,550,000
	1 地方消費税交付金	2,550,000
8 ゴルフ場利用税交付金		35,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	35,000
9 環境性能割交付金		5,000
	1 環境性能割交付金	5,000
10 地方特例交付金		201,000
	1 地方特例交付金	201,000
11 地方交付税		12,000,000
	1 地方交付税	12,000,000
12 交通安全対策特別交付金		10,720
	1 交通安全対策特別交付金	10,720
13 分担金及び負担金		323,051
	1 分担金	8,989
	2 負担金	314,062

(単位 千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		284,658
	1 使用料	136,414
	2 手数料	148,244
15 国庫支出金		5,853,834
	1 国庫負担金	4,012,480
	2 国庫補助金	1,817,909
	3 国庫委託金	23,445
16 県支出金		3,319,343
	1 県負担金	1,562,038
	2 県補助金	1,503,426
	3 県委託金	253,879
17 財産収入		91,416
	1 財産運用収入	91,414
	2 財産売払収入	2
18 寄附金		300,100
	1 寄附金	300,100
19 繰入金		3,891,410
	1 特別会計繰入金	1,777
	2 基金繰入金	3,889,633
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		2,089,118
	1 延滞金・加算金及び過料	8,000
	2 預金利子	739
	3 貸付金元利収入	1,463,082
	4 受託事業収入	1,860
	5 雑入	615,437
22 市債		3,526,600
	1 市債	3,526,600
歳 入	合 計	48,180,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		271,568
	1 議会費	271,568
2 総務費		5,273,168
	1 総務管理費	4,357,305
	2 徴税費	554,135
	3 戸籍住民基本台帳費	237,518
	4 選挙費	90,557
	5 統計調査費	5,395
	6 監査委員費	27,640
	7 公平委員会費	618
3 民生費		16,835,690
	1 社会福祉費	8,888,489
	2 児童福祉費	7,092,657
	3 生活保護費	854,044
	4 災害救助費	500
4 衛生費		3,272,370
	1 保健衛生費	1,987,662
	2 清掃費	835,046
	3 上水道費	449,662
5 労働費		63,125
	1 労働費	63,125
6 農林水産業費		1,819,327
	1 農業費	794,838
	2 林業費	515,069
	3 耕地費	509,235
	4 水産業費	185
7 商工費		2,452,691
	1 商工費	2,452,691

(単位 千円)

款	項	金額
8 土木費		5,309,469
	1 土木管理費	257,327
	2 道路橋梁費	2,233,987
	3 河川費	186,980
	4 都市計画費	2,162,871
	5 住宅費	468,304
9 消防費		1,652,389
	1 消防費	1,652,389
10 教育費		5,867,082
	1 教育総務費	2,051,161
	2 小学校費	1,234,870
	3 中学校費	587,199
	4 幼稚園費	88,012
	5 社会教育費	1,369,351
	6 保健体育費	536,489
11 災害復旧費		1,500
	1 土木施設災害復旧費	1,500
12 公債費		5,311,621
	1 公債費	5,311,621
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	48,180,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会会議録調製等業務	令和9年度まで	9,611
安曇野市議会だより印刷	令和9年度まで	5,703
大型バスリース	令和9年度から令和13年度まで	57,000
情報系パソコン賃貸借	令和9年度から令和13年度まで	161,586
情報系業務システムソフトウェア使用	令和9年度から令和13年度まで	98,168
情報系業務システム保守委託	令和9年度から令和13年度まで	68,570
クラムザッハ青少年派遣事業	令和9年度まで	10,751
確定申告・個人住民税申告受付及び 申告資料データ処理業務委託	令和9年度まで	7,821
本人確認書類裏面印字システムリース	令和9年度から令和13年度まで	7,218
申請補助用タブレット賃貸借	令和9年度から令和11年度まで	1,278
堀金総合福祉センター改修工事	令和9年度から令和11年度まで	486,823
豊科南小学校児童クラブ整備事業	令和9年度まで	156,996
豊科北小学校児童クラブ整備事業	令和9年度まで	80,531
穂高南小学校児童クラブ整備事業	令和9年度まで	156,996
市立認定こども園保育業務支援システム運用保守業務委託	令和9年度まで	5,346
健康管理システム保守業務委託	令和9年度から令和12年度まで	28,204
第3次環境基本計画策定業務	令和9年度まで	4,092
災害時出動用携帯電話料	令和9年度から令和10年度まで	302
センターハウス建築基本設計業務	令和9年度まで	9,800
公園実施設計業務	令和9年度まで	31,500
人道橋架替工事	令和9年度まで	66,000
前川カヌーコース整備工事（上流部）	令和9年度まで	72,979
消防団車両更新事業	令和9年度まで	49,992
ICT支援業務委託	令和9年度から令和11年度まで	150,000
市立穂高幼稚園保育業務支援システム運用保守業務委託	令和9年度まで	297
図書館管理システム機器保守契約	令和9年度から令和13年度まで	20,188
第3次安曇野市スポーツ推進計画策定業務	令和9年度まで	2,915
第2次安曇野市自転車活用推進計画策定業務	令和9年度まで	3,630

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
脱炭素化推進事業債(総務債)	2,800	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
デジタル活用推進事業債(総務債)	21,500	同上	同上	同上
過疎対策事業債(総務債)	2,200	同上	同上	同上
借換債(民生債)	182,100	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債(民生債)	365,800	同上	同上	同上
こども・子育て支援事業債(民生債)	492,500	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債(衛生債)	27,100	同上	同上	同上
公共事業等債(農林債)	26,900	同上	同上	同上
一般補助施設整備等事業債(農林債)	5,800	同上	同上	同上
脱炭素化推進事業債(農林債)	4,900	同上	同上	同上
過疎対策事業債(農林債)	72,400	同上	同上	同上
過疎対策事業債(商工債)	27,300	同上	同上	同上
借換債(商工債)	356,200	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	327,200	同上	同上	同上
公営住宅建設事業債(土木債)	254,400	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債(土木債)	46,800	同上	同上	同上
緊急自然災害防止対策事業債(土木債)	240,400	同上	同上	同上
過疎対策事業債(土木債)	360,000	同上	同上	同上
防災対策事業債(消防債)	40,600	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
緊急防災・減災事業債(消防債)	3,400	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
借換債(教育債)	185,200	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業債(教育債)	76,200	同上	同上	同上
緊急防災・減災事業債(教育債)	98,300	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債(教育債)	31,800	同上	同上	同上
脱炭素化推進事業債(教育債)	242,100	同上	同上	同上
デジタル活用推進事業債(教育債)	28,300	同上	同上	同上
過疎対策事業債(教育債)	4,400	同上	同上	同上

議案第25号

令和8年度 安曇野市国民健康保険特別会計予算

令和8年度安曇野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,427,843千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,821,004
	1 国民健康保険税	1,821,004
2 使用料及び手数料		90
	1 手数料	90
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		6,933,976
	1 県補助金	6,933,975
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		929
	1 財産運用収入	929
6 繰入金		659,288
	1 他会計繰入金	534,288
	2 基金繰入金	125,000
7 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
8 諸収入		8,554
	1 延滞金及び過料	4,002
	2 貸付金元利収入	200
	3 特定健診等個人負担金	1,650
	4 雑入	2,702
歳入合計		9,427,843

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		48,571
	1 総務管理費	34,355
	2 賦課徴収費	13,700
	3 運営協議会費	364
	4 趣旨普及費	152
2 保険給付費		6,858,659
	1 療養諸費	5,875,000
	2 高額療養費	938,200
	3 移送費	250
	4 出産育児諸費	20,009
	5 葬祭諸費	4,200
	6 精神諸費	21,000
3 国民健康保険事業費納付金		2,338,144
	1 医療給付費分	1,468,569
	2 後期高齢者支援金等分	601,023
	3 介護納付金分	209,440
	4 子ども・子育て支援金分	59,112
4 保健事業費		171,324
	1 保健事業費	16,031
	2 特定健康診査等事業費	155,293
5 積立金		2,930
	1 積立金	2,930
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		7,149
	1 償還金利子及び還付加算金	7,149
8 予備費		1,065
	1 予備費	1,065
歳 出	合 計	9,427,843

議案第26号

令和8年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,958,897千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,542,352
	1 後期高齢者医療保険料	1,542,352
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		414,413
	1 一般会計繰入金	414,413
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		2,031
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	2,020
歳入合計		1,958,897

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		6,286
	1 総務管理費	88
	2 徴収費	6,198
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,949,280
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,949,280
3 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
4 予備費		1,311
	1 予備費	1,311
歳 出	合 計	1,958,897

議案第27号

令和8年度 安曇野市介護保険特別会計予算

令和8年度安曇野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,391,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		2,154,131
	1 介護保険料	2,154,131
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		2,379,090
	1 国庫負担金	1,756,648
	2 国庫補助金	622,442
4 支払基金交付金		2,720,377
	1 支払基金交付金	2,720,377
5 県支出金		1,468,316
	1 県負担金	1,391,572
	2 県補助金	76,744
6 サービス収入		15
	1 介護予防給付費収入	15
7 財産収入		3,982
	1 財産運用収入	3,982
8 繰入金		1,665,578
	1 一般会計繰入金	1,519,621
	2 基金繰入金	145,957
9 繰越金		3
	1 繰越金	3
10 諸収入		5
	1 預金利子	1
	2 雑入	3
	3 延滞金・加算金及び過料	1
歳入	合計	10,391,498

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		161,057
	1 総務管理費	30,251
	2 徴収費	5,793
	3 介護認定審査会費	125,013
2 保険給付費		9,680,809
	1 介護サービス等諸費	9,245,887
	2 その他諸費	9,284
	3 高額介護サービス等費	208,055
	4 特定入所者介護サービス等費	184,864
	5 高額医療合算介護サービス等費	32,719
3 地域支援事業		534,998
	1 介護予防事業	25,262
	2 包括的支援事業・任意事業費	146,346
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	360,446
	4 その他諸費	2,944
4 介護サービス事業費		15
	1 介護予防支援事業	15
5 保健福祉事業費		8,874
	1 保健福祉事業費	8,874
6 基金積立金		3,984
	1 基金積立金	3,984
7 公債費		100
	1 公債費	100
8 諸支出金		1,611
	1 償還金及び還付加算金	1,611
9 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		10,391,498

議案第28号

令和8年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計予算

令和8年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		1,353
	1 財産運用収入	1,353
2 繰越金		650
	1 繰越金	650
歳入合計		2,003

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,903
	1 総務管理費	1,903
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		2,003

議案第29号

令和8年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算

令和8年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		78
	1 財産運用収入	78
2 繰越金		530
	1 繰越金	530
歳入合計		608

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		508
	1 総務管理費	508
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		608

議案第30号

令和8年度 安曇野市有明山林財産区特別会計予算

令和8年度安曇野市の有明山林財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ830千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		236
	1 分担金	236
2 財産収入		121
	1 財産運用収入	121
3 繰越金		473
	1 繰越金	473
歳入合計		830

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		730
	1 総務管理費	730
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		830

議案第31号

令和8年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算

令和8年度安曇野市の富士尾沢山林財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ708千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		315
	1 分担金	315
2 財産収入		14
	1 財産運用収入	14
3 繰越金		379
	1 繰越金	379
歳入合計		708

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		558
	1 総務管理費	558
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		708

議案第32号

令和8年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計予算

令和8年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		290
	1 分担金	290
2 財産収入		11
	1 財産運用収入	11
3 繰越金		435
	1 繰越金	435
歳入合計		736

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		636
	1 総務管理費	636
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		736

議案第33号

令和8年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計予算

令和8年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,439
	1 他会計繰入金	2,439
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,440

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 産業団地事業費		2,440
	1 産業団地事業費	2,440
歳 出	合 計	2,440

議案第34号

令和8年度 安曇野市有明荘特別会計予算

令和8年度安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		25,747
	1 他会計繰入金	25,747
2 諸収入		3,620
	1 雑入	3,620
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		29,368

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 施設事業費		29,368
	1 施設事業費	29,368
歳 出 合 計		29,368

令和8年度 安曇野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	39,860戸
(2)	年間総給水量	9,354,000m ³
(3)	一日平均給水量	25,627m ³
(4)	主な建設改良事業	
	主要管路整備工事	212,300千円
	既設管路(老朽管)更新工事	209,990千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	水道事業収益	2,263,398千円
第1項	営業収益	1,950,043千円
第2項	営業外収益	313,355千円
	支	出
第1款	水道事業費用	2,096,653千円
第1項	営業費用	2,022,064千円
第2項	営業外費用	64,589千円
第3項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,283,246千円は過年度分損益勘定留保資金156,576千円、当年度分損益勘定留保資金562,726千円、建設改良積立金500,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,944千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	775,740千円
第1項	企業債	450,000千円
第2項	負担金	319,660千円
第3項	補助金	6,080千円
	支	出
第1款	資本的支出	2,058,986千円
第1項	建設改良費	1,527,794千円
第2項	企業債償還金	531,192千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
第3次安曇野市水道ビジョン策定等業務	令和9年度まで	21,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	450,000	証書借入	5.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 166,127 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、25,919千円と定める。

令和8年2月18日 提出
安曇野市長 中山 栄樹

令和8年度 安曇野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	32,370戸
(2) 年間総汚水量	8,632,000m ³
(3) 一日平均汚水量	23,649m ³
(4) 主な建設改良事業 下水道施設統廃合事業	433,730千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,806,179千円
第1項 営業収益		1,959,441千円
第2項 営業外収益		1,846,738千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		3,741,622千円
第1項 営業費用		3,377,842千円
第2項 営業外費用		361,780千円
第3項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,200,558千円は過年度分損益勘定留保資金911,744千円、当年度分損益勘定留保資金221,507千円、減債積立金18,460千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,847千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,189,173千円
第1項 企業債		1,617,800千円
第2項 負担金		305,853千円
第3項 補助金		265,520千円

	支	出
第1款 資本的支出		3,389,731千円
第1項 建設改良費		940,145千円
第2項 企業債償還金		2,449,586千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
下水道事業経営戦略策定等業務	令和9年度まで	7,997
農業集落排水事業実施計画修正業務	令和9年度まで	930

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債 資本費平準化債	667,800 950,000	証書借入	5.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 70,519 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、529千円と定める。

令和8年2月18日 提出
安曇野市長 中山 栄樹